

第 7 回 倉敷市教育委員会議事録			
1 開催期日		令和 6 年 6 月 6 日（木）	
2 開会及び閉会時刻		開会時刻 14 時 00 分 閉会時刻 15 時 18 分	
3 場所		教育委員室	
4 出席者		仁 科 康	
		江 原 雅 江	
		大 原 あかね	
		難 波 弘 志	
		沼 本 浩 彰	
5 会議に出席した事務局又は教育機関の職員の 職 氏名			
職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	早 瀬 徹	副参事	加 藤 圭 二
参 事	島 田 旭	次 長	湯 地 嘉 隆
参 事	松 尾 真 治	副参事	倉 本 英 明
部 長	根 岸 正 治	次 長	丸 野 善 嗣
参 事	渡 邊 直 樹	課長代理	武 内 栄 治
部 長	森 茂 治		
副参事	橋 本 忠 明		
副参事	石 部 圭 一		
6 教育長等の報告			

7	議題	議案第19号	令和6年度6月補正予算案（教育委員会関係分）について
		議案第20号	代理の承認を求めることについて(倉敷市奨学生選考委員会委員の委嘱について)
		議案第21号	倉敷市立小、中学校学区審議会委員の委嘱について
		議案第22号	倉敷教育センター運営委員会委員の委嘱について
		議案第23号	倉敷市社会教育委員の委嘱について
		議案第24号	代理の承認を求めることについて(倉敷市指定重要文化財の諮問について)
		議案第25号	倉敷市指定重要文化財の指定について
		議案第26号	楯築遺跡保存整備委員会委員の委嘱について
		議案第27号	倉敷市図書館協議会委員の委嘱について
		議案第28号	倉敷市自然史博物館協議会委員の委嘱について
		議案第29号	倉敷市公民館等運営審議会委員の委嘱について
		議案第30号	倉敷科学センター協議会委員の委嘱について
8	議事の概要、質問した者の氏名及びその要旨並びに議決事項 別紙のとおり		
9	傍聴の状況	公開	傍聴人 0名
	議事録者氏名	武 内 栄 治	
	議事録署名委員	教育長 仁 科 康	
		委 員 江 原 雅 江	

〈教育長〉 それではただいまから、教育委員会を開催いたします。

ただいまのご出席は5名、会議は成立いたしました。

この度の教育委員会は、「Zoom」によるWeb会議方式により開催しますので
よろしくをお願いします。

まず、教育委員会議事録についてですが、今回は3件、ご確認をお願いしておりました。令和6年3月28日、4月4日及び4月18日開催の教育委員
会議事録についてです。

3件につきまして、各委員の皆様におかれましては、内容をご確認いただけ
ましたでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 対象3件の議事録につきまして、承認することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、3件の議事録を承認することとします。

本日の傍聴希望者はございません。

それでは、審議に入ります。議案第19号「令和6年度6月補正予算案（教
育委員会関係分）について」の説明を、島田参事、お願いします。

〈島田参事〉 当日配布資料の1ページをお願いします。

議案第19号 「令和6年度6月補正予算案（教育委員会関係分）」につい
てでございますが、6月定例市議会に提出する議案の作成に係る市長への意
見の申出について、議決を求めるものでございます。

それでは、6月補正予算（案）につきまして、その概要をご説明いたします。

資料の5ページをご覧ください。

まず、補正予算の規模でございますが、上段の表、令和6年度一般会計及び教育費予算額対比一覧表の下から2行目、6月補正予算額をご覧ください。教育費につきましては、6億1,062万9千円を増額し、補正予算後の教育費の累計は、141億9,768万2千円で、一般会計に占める割合は、6.6%となっております。

次に、下段の表、令和6年度教育費予算項別一覧表でございますが、表の下、計の欄をご覧ください。令和5年度最終予算額と比較しますと、今回の補正予算後の額は70.0%となっております。

続いて、各項目別の歳出につきまして、その概要をご説明いたします。10ページの債務負担行為補正につきましては、該当する補正予算の説明の中で触れさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

6ページ7ページの予算額内訳書をご覧ください。

まず、「小学校管理運営費」「中学校管理運営費」「幼稚園管理運営費」の3目につきましては、それぞれ指定寄附に伴う学校園の備品購入費でございます。

次に、「教育ICT推進費」の「教育用コンピュータ等整備事業」につきましては、中学校普通教室の大型ディスプレイ装置を更新するため、令和7年度から11年度までの債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

10ページにおきまして、債務負担行為補正の変更分「事務機器借上料」がこれに該当いたします。

次に、「小学校建設費」の「小学校校舎等建設事業」のうち「第二福田小学校校舎等整備事業」3,183万円につきましては、児童数の増加に伴い教室不足が見込まれる第二福田小学校に校舎等を建設するための実施設計等委託料でございます。

併せて、7, 427万円を限度額として、令和7年度の債務負担行為の設定をお願いしております。

その下、「小学校施設整備事業」は、全校対象の施設修繕料及び工事費などでございます。

次に、「中学校建設費」の「中学校施設整備事業」につきましては、全校対象の施設修繕料及び工事費でございます。

また、この事業のうち「新田中学校給水設備改修事業」では5, 168万8千円を限度額として、その下の「福田南中学校給排水設備改修事業」では、5, 754万9千円を限度額としまして、老朽化した給水設備、給排水設備の改修を行うため、それぞれ令和7年度の債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、「義務教育学校施設整備事業」のうち「下津井中学校仮設校舎借上料」につきましては、下津井中学校の改修に伴い仮設校舎（4教室）を設置するための借上料でございます。

併せて、1, 083万4千円を限度額として、令和7年度の債務負担行為の設定をお願いしております。

次の8ページ9ページをお願いします。

「義務教育学校施設整備事業（北校舎）」につきましては、義務教育学校の設置に向けた、下津井中学校を改修するための工事費としまして、2億2, 030万円を限度額として、令和7年度の債務負担行為の設定をお願いするものです。

次に、「高等学校建設費」の「高等学校施設整備事業」につきましては、全校対象の施設修繕料でございます。

次に、「幼稚園建設費」の「幼稚園施設整備事業」につきましては、大高幼

稚園ほか3園の照明をLED化する工事費などがございます。

次に、「教師業務アシスタント配置事業」につきましては、配置基準の変更に伴い小・中学校の全校に教師業務アシスタントが配置できるようになるもので、県の補助内示に伴い追加配置を行うための報酬等の増分でございます。また、このことに伴いまして、学校サポーター報酬等を減額するものでございます。

次に、「不登校等対策総合事業」の「不登校児童支援員配置事業（小学校）」につきましては、県の補助内示に伴う支援員の報酬等の増分でございます。

次に、「指導費」の「学校園事務ネットワークシステム整備事業」につきましては、県立高校入試におけるインターネットを利用した出願手続きに対応するためのシステム改修委託料でございます。こちらは、【新規事業】でございます。

次に、「指導振興費」の「採点支援システム導入事業（中学校）」につきましては、教員の授業準備や生徒に関わる時間を確保するため、採点支援システムを導入するもので、その利用料を計上しているものでございます。こちらにも【新規事業】でございます。

次に、「学校保健費」の「中学校部活動指導体制推進事業」につきましては、県の補助内示に伴う指導員報酬等の増でございます。

次に、「青少年教育費」の「いきいきパスポート事業」につきましては、いきいきパスポートの利用対象期間を通年に拡大するための施設利用料の増でございます。

「いきいきパスポート」を提示することで市内の対象施設を無料で見学することができるものですが、無料対象期間を現在の「土・日・祝日及び7月から8月の平日」から通年に拡大して実施するものでございます。

次に、「生涯学習施設整備費」の「公民館施設整備事業」につきましては、
「船穂公民館及び船穂憩の家複合化事業」としまして、船穂公民館及び船穂
憩の家を複合化するための工事費を計上しております。

併せて、2億9,460万円を限度額として、令和7年度の債務負担行為の
設定をお願いしております。

次に、「公民館費」の「公民館施設設備整備事業」につきましては、倉敷西
公民館ほか5館の照明LED化や、多津美公民館の排水設備を修繕するた
めの費用などがございます。

最後の「ライフパーク倉敷管理費」の「ライフパーク倉敷施設整備事業」に
つきましては、照明をLED化するための修繕料でございます。

予算額内訳書の説明は以上となります。

続きまして10ページをお願いします。

債務負担行為補正につきましては、先ほどの予算額内訳書の中でのご説明と
重複いたしますので、個別事業の説明は控えさせていただきますが、1点だ
け、ご説明をいたします。

表中、2つ目の「新田中学校給水設備改修事業費」から4件、「義務教育学
校施設整備事業費（北校舎）」までの4件につきましては、令和5年度2月
補正予算におきまして、債務負担行為補正として、予算のご議決を賜ったも
のですが、その後、年度内に契約まで至らなかったことから、あらためて、
債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

簡単ではございますが、令和6年度6月補正予算 教育委員会関係分の概要
についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。6月補正予算についてのご説明がありましたが、
ご質問等ございましたらお願いいたします。

〈大原委員〉ありがとうございます。指導振興費の「採点支援システム」とはどういうものか、ご説明いただけますか。

〈根岸部長〉通常は紙媒体のテストを行った場合には、一人一人順番に丸付けをしていますが、この採点システムを利用すると、一度スキャナで取り込んでしまえば、記述式の問いを除いて自動で採点をすることができます。また、記述式のものに関しても、問いごとに一度に答えを見ていくことができます。このシステムを試行的に利用した学校では、採点にかかる時間が約50%以上減少したということでした。これで生まれた時間を、生徒と向き合う時間や細かい学習指導に充てるなどして、学習支援の充実や問題行動の減少に繋がっていきたいと考えております。以上です。

〈大原委員〉どこかの会社のシステムかと思うのですが、導入にあたって、価格の調査などは教育委員会の中でなされたという理解で間違いはないですか。

〈根岸部長〉教育委員会の外で価格調査をしたという訳ではなく、教育委員会の中で調べました。また、このシステムは、県の方でも、県立の学校で既に活用されているということもあり、信頼できる会社のシステムであると判断し、導入を決めた次第でございます。

〈大原委員〉分かりました。ありがとうございました。

〈難波委員〉ありがとうございました。8ページ中央に記載の「不登校等対策総合事業」について、元々の予算と、今回の補正予算で何人くらいの支援員が配置されていて、今回の1人の増というのがどういうふうになっているのか、この辺りをもう少し詳しく説明していただければと思います。

〈根岸部長〉ありがとうございます。本年度の不登校支援員の配置ですが、当初、小学校52校に対して75名の増員配置でしたが、そこからさらに1名増加ということで、補正額を上げさせていただきました。

〈難波委員〉分かりました。今回の５２，９２６，０００円というのは一人の増員に対してこれだけの予算が入ってくるということではないですよね。補正予算額は、７１万円と見ればよいですね。

〈教育長〉はい、７１万円です。

〈難波委員〉補正予算額というのは、７１万円ということですね。分かりました。

〈教育長〉他にご質問等ございませんでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第１９号につきまして可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉異議なし。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第１９号は、可決することに決定いたしました。続きまして、議案第２０号「代理の承認を求めることについて（倉敷市奨学生選考委員会委員の委嘱について）」の説明を、根岸部長、お願いします。

〈根岸部長〉配布資料の１ページを御覧ください。

議案第２０号、「倉敷市奨学生選考委員会委員の委嘱について」、教育長に対する事務委任等に関する規則「第２条第３項」の規定により、別紙のとおり代理しましたので、その承認を求めるものでございます。

次の２ページをご覧ください。

「倉敷市奨学金貸付条例」第１１条から１４条の規定に基づき、下の表「旧任」の方々の任期が、令和６年５月３１日に満了となることに伴いまして、上の表の「新任」の委員として、新たに４名の方々をお願いしております。３ページには、「再任」となる選考委員会委員を含めた全員の一覧表を案としてお示ししております。

委員の任期は、令和６年６月１日から令和７年５月３１日までです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

〈教 育 長〉ありがとうございました。ただ今の内容に対して、ご質問等ございましたら
お願いいたします。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第20号につきまして可決することにご異
議ございませんか。

〈各 委 員〉異議なし。

〈教 育 長〉ご異議ないようですので、議案第20号は、可決することに決定いたしまし
た。続きまして、議案第21号「倉敷市立小、中学校学区審議会委員の委嘱
について」の説明を、根岸部長、お願いします。

〈根岸部長〉配布資料4ページを御覧ください。

議案第21号、「倉敷市立小、中学校 学区審議会委員の委嘱について」議決
を求めるものでございます。

これは、「倉敷市立小、中学校 学区審議会条例」第3条及び第4条に基づき、
学区審議会委員の委嘱を行うものでございます。

5ページに小、中学校 学区審議会委員の新旧対照表をお示ししております。
令和5年度末の役職異動のため、市PTA連合会3名と校長会7名の計10
名の方々に新任委員をお願いしております。

次の6ページには、新任委員を含めた委員一覧をお示ししています。任期は、
前任委員の残任期間とし、令和6年8月31日までとなっております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教 育 長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈大原委員〉今更ながらですが、小学生の保護者の世代の方が少ないと思うのですが、
この学区審議会というのは、実際通っている児童生徒の親御さんという
よりも別のところの方がお話をした方が良いようなものなのではないでしょうか。教

えてください。

〈根岸部長〉学区審議会は、主に小学校・中学校の統廃合等により学区の変更がなされた場合等に、その学区の新たな設定であるとか、そういったことの審議をこれまで行ってきております。それぞれの学校事情や学区の様子についてのご理解があったり、そういった関係の方々をお願いをしているところでございます。PTA連合会の常任委員という方も、保護者の方というふうになりますので、その代表の方としてお願いしているということで考えております。

〈大原委員〉ありがとうございます。人数が少ない気がしましたので質問させていただきました。また、これから幼稚園や保育園に通う世代の親御さんなど、そういった未来に通うことになる方たちのご意見も必要なのではと思うのですが、これはコメントさせていただくだけで結構です。

〈教育長〉ありがとうございました。他にご質問等ございませんか。

よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第21号につきまして可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉異議なし。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第21号は、可決することに決定いたしました。続きまして、議案第22号「倉敷教育センター運営委員会委員の委嘱について」の説明を、根岸部長、お願いします。

〈根岸部長〉配布資料の7ページを御覧ください。

議案第22号「倉敷教育センター運営委員会委員の委嘱について」議決を求めるものでございます。

この委員会は、「倉敷教育センター条例」第12条に基づき、倉敷教育センターの事業の企画・運営等について審議することを目的として、年2回(7月・1月)開催されているものでございます。

8 ページに、新旧委員の対照表をお示ししております。令和6年6月末の任期満了に伴い、新たに5人の新任委員をお願いをすることとしております。また、9 ページには、新任委員を含めた委員一覧をお示ししております。任期は、令和6年7月1日から令和7年6月30日までとなっております。御審議のほどよろしく願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第22号につきまして可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉異議なし。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第22号は、可決することに決定いたしました。続きまして、議案第23号「倉敷市社会教育委員の委嘱について」の説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉資料の10ページをお願いします。

議案第23号「倉敷市社会教育委員の委嘱について」議決を求めるものでございます。

社会教育委員は、社会教育法でその職務や設置が定められており、倉敷市教育委員会では、倉敷市社会教育委員条例で社会教育委員の委嘱について規定しております。

資料の11ページをお願いします。この4月の人事異動等で市立小学校長会代表、市立高等学校校長会代表、倉敷市PTA連合会代表の3名が交代したことから、新たに委員を委嘱するものです。上段に新任委員、下段に旧任委員を掲載しています。委嘱期間は前委員の残任期間として令和7年5月31日までとなります。

次の12ページには新任委員を含めた全委員の一覧表をお示ししています。

説明は以上です。御審議の程よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第23号につきまして可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉異議なし。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第23号は、可決することに決定いたしました。続きまして、木造不動明王立像(もくぞうふどうみょうおうりゅうぞう)に関する、議案第24号「代理の承認を求めることについて(倉敷市指定重要文化財の諮問について)」及び議案第25号「倉敷市指定重要文化財の指定について」は、この2つの議案については相互に関連するため、あわせて説明を森部長、お願いします。

〈森部長〉資料の14ページの議案第24号「代理の承認を求めることについて」と、当日配布の資料の11ページの議案第25号の「倉敷市指定重要文化財の指定について」の2議案につきましては関係がありますので、まとめて説明させていただきます。

この2つの議案は、倉敷市真備町の金峯寺(きんぼうじ)の木造不動明王立像について、倉敷市指定重要文化財に指定することに関するものです。

資料の14ページをお願いします。まず、議案第24号ですが、この立像につきまして、その所有者である金峯寺から、4月1日付けで倉敷市指定重要文化財への指定申請書が提出されました。そのため、5月31日に開催の倉敷市文化財保護審議会で、重要文化財に指定することについて諮問させていただくことになりましたが、事前に教育委員会にお諮りすることができず、教育長が事務処理を代理しましたので、「教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3項の規定」により、代理のご承認をいただくものでござい

ます。

この木造不動明王立像は、文化財保護審議会の美術の専門委員による調査書によりますと、平安時代に制作されたもので、古典的な構造を踏襲しつつも、院政期の仏像に特有の繊細優美な感覚を備えているということです。

県内の不動明王像では空海様を忠実に再現した作品が少ないことや、後に修復した部分がわずかで、当初の姿を良く伝えていることから、貴重であり、倉敷市指定重要文化財として長く保存していくべき彫刻であるとの評価をいただいているものでございます。資料の１６ページ、１７ページに写真を掲載していますので、ご参照ください。

続いて、当日配布の資料の１１ページをお願いします。先日開催された倉敷市文化財保護審議会において市指定重要文化財として指妥当か否かについてご審議いただいたところ、指定妥当との答申をいただきましたので、本日、議案第２５号にて市の重要文化財に指定することについて、議決を求めるものでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第２４号及び議案第２５号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉異議なし。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第２４号及び議案第２５号は、可決することに決定いたしました。続きまして、議案第２６号「楯築（たてつき）遺跡保存整備委員会委員の委嘱について」の説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉資料の１８ページをお願いします。

議案第２６号「楯築遺跡保存整備委員会委員の委嘱について」説明をさせて

いただきます。

倉敷市教育委員会では、国指定史跡である楯築遺跡の保存整備を進めるにあたり、楯築遺跡に関する専門的知識や豊富な経験を有している学識経験者等から構成される楯築遺跡保存整備委員会を設置、昨年度２回の委員会を開催し、保存活用計画を策定について貴重な意見をいただく場とさせていただいています。

資料の１９ページをお願いします。８名の委員を委嘱しておりましたが、１名の方がお亡くなりになり、また、１名の方が体調不良により委員を続けることができなくなりました。

そのため、退任される委員の方の専門分野から、新たに２名の委員を委嘱するもので、上段に新任委員、下段に旧任委員を掲載しています。委嘱期間は、前任者の残任期間で、令和７年３月３１日までとなります。

次の２０ページには新任委員を含めた全委員の一覧表をお示ししています。説明は以上です。御審議の程よろしく願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第２６号につきまして可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 異議なし。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第２６号は、可決することに決定いたしました。続きまして、議案第２７号「倉敷市図書館協議会委員の委嘱について」の説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉 資料の２１ページをお願いします。

議案第２７号「倉敷市図書館協議会委員の委嘱について」説明をさせていただきます。

倉敷市図書館協議会は、図書館法でその服務や設置が定められており、倉敷市教育委員会では、倉敷市立図書館条例で委員の委嘱について規定しております。

22ページをお願いします。この4月の役職異動により、市立中学校校長会代表、市立高等学校校長会代表の2名が交代したことから、新たに委嘱するもので、上段に新任委員、下段に旧任委員を掲載しています。委嘱期間は前委員の残任期間として令和7年5月31日までとなります。

次の23ページには新任委員を含めた全委員の一覧表をお示ししています。説明は以上です。御審議の程よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第27号につきまして可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉異議なし。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第27号は、可決することに決定いたしました。続きまして、議案第28号「倉敷市自然史博物館協議会委員の委嘱について」の説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉資料の24ページをお願いします。議案第28号は「倉敷市立自然史博物館協議会委員の委嘱について」議決を求めるものでございます。

博物館協議会は、博物館法でその職務や設置及び委員の任命等について定められおり、同法を受け、倉敷市立自然史博物館条例で同博物館協議会の設置及び委員の委嘱等について規定しております。

資料の25ページをお願いします。この4月の役職の異動で、市立中学校校長会代表者1名が交代するため、新たな委員を委嘱するもので、上段に新任委員、下段に旧任委員を掲載しています。委嘱期間は前委員の残任期間とし

で令和7年11月30日までとなります。

次のページ26ページには、新任委員を含めた委員の一覧表をお示ししています。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第28号につきまして可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉異議なし。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第28号は、可決することに決定いたしました。続きまして、議案第29号「倉敷市公民館等運営審議会委員の委嘱について」の説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉資料の27ページをお願いします。

議案第29号は「倉敷市公民館等運営審議会委員の委嘱について」議決を求めるものでございます。

倉敷市公民館等運営審議会は、公民館等の各種事業の企画及び実施に関する事項、公民館等の事業計画に関する事項、公民館等の施設及び設備の計画に関する事項などを調査・審議していただくものです。

資料の28ページをお願いします。この4月の役職の異動で学校教育関係者の小学校長会代表1名が交代するため、新たな委員を委嘱するもので、上段に新任委員、下段に旧任委員を掲載しています。委嘱期間は前委員の残任期間として令和7年5月31日までとなります。

次のページ29ページには、新任委員を含めた委員の一覧表をお示ししています。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第29号につきまして可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉異議なし。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第29号は、可決することに決定いたしました。続きまして、議案第30号「倉敷科学センター協議会委員の委嘱について」の説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉続いて、資料の30ページをお願いします。議案第30号は「倉敷科学センター協議会委員の委嘱について」議決を求めるものでございます。

この協議会は、科学センターの事業の企画及び運営について協議するため、開催されるものでございます。

資料の31ページをお願いします。この4月の人事異動等で学校教育職員、市立小学校長会代表、市PTA連合会代表の3名が交代したことから、新たに委嘱するもので、上段に新任委員、下段に旧任委員を掲載しています。委嘱期間は前委員の残任期間として令和7年6月30日までとなります。

次のページ32ページをお願いします。新任委員を含めた委員の一覧表をお示ししています。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈大原委員〉ありがとうございます。こちらは、新しい女性委員の登用は20%ということで、これは一人女性が辞められて代わりに役職で入られた方が男性だからだと思いますが、例えば女性登用率を一定に保つために、小学校校長会代表の方やPTA連合会代表の方と相談をして、女性を入れていくようなことは、やってはいけないのでしょうか。

〈森 部長〉 審議会の委員を定めさせていただく際、女性登用率というのはいつも気にさせていただいております。我々が選ぶ場合は別として、役職を充ててこちらに来ていただく場合は、代表を出していただく方に対して「男性あるいは女性でお願いします。」ということはなかなか言いづらいのかなと思っております。ですので、こちらからそういった働きをするのは、差し控えさせていただいております。

〈大原委員〉 今後どこでご相談なさるか分からないのですが、「男性あるいは女性を出して欲しい」と性別を定めることはやってはいけないと思うのですが、現状の女性登用率を先方にお伝えをし、男性か女性かを先方の意思で決めていただくであれば、問題ないのではないかと私は思っております。

こういった充て職や肩書で決めるところが男性であると、いつまで経っても女性登用率が変わらないので、その辺りについて柔軟なご検討をお願いできたらと思っております。これはコメントですので、ご返答は必要ありません。

よろしく申し上げます。

〈教 育 長〉 ありがとうございます。他にご質問等ございませんか。

よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第30号につきまして可決することにご異議ございませんか。

〈各 委 員〉 異議なし。

〈教 育 長〉 ご異議ないようですので、議案第30号は、可決することに決定いたしました。今回は、たくさんの委嘱議案等をご審議いただき、ありがとうございました。

次に、報告事項に移ります。

令和6年度「心の健康観察」モデル校事業についての説明を、松尾参事、お願いします。

〈松尾参事〉資料33ページをご覧ください。

令和6年度「心の健康観察」モデル校事業について報告いたします。

不登校やいじめの重大事態、児童生徒の自殺が増加する中、児童生徒の心や体調の変化を把握し、児童生徒が発するSOSを早期に発見して対処していくことが求められています。

本事業では、1人1台端末を活用した「心の健康観察」を実施することで、児童生徒のメンタルヘルスの悪化やSOSなどを教職員が察知し、適切な支援につなぐことを目的とし、モデル校が効果的な活用方法等について研究します。

なお、令和5年3月の文部科学省「誰一人取り残さない学びの保証に向けた不登校対策、いわゆるCOCOLOプラン」や同年6月の「子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」でも、1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進することが示されています。岡山県も本年度は県立学校10校の実践研究、来年度は県立学校全校実施を予定しています。

実施校は、中島小学校、庄小学校、多津美中学校です。

実施期間は、令和6年6月から令和7年2月までです。小学校1年生については2学期より実施します。

事業内容の1点目は、1人1台端末を活用した「心の健康観察」による、児童生徒の心の状態の把握です。毎朝、児童生徒は1人1台端末を活用して、無料で利用できる「L—GATE」という学習eポータルから個別で、心の状態を5段階で入力します。回答結果については、教職員が児童生徒の心の状態を把握するとともに、児童生徒が自分の履歴をみることで自分自身の心の状態の変化に気付くことも期待されます。

枠内に設問の例を示しております。習慣化しやすくなるような親しみやすさ

や簡便さ、効果的かつ教職員の過重な負担にならないような設問内容や言い回しなどについて研究します。

事業内容の2点目は、SOSを受け止める校内体制づくりです。教職員は、回答データを基に、児童生徒の心の状態の変化や発するSOSを早期に発見し、様子を観察したり、必要に応じて声を掛けたりするなど早期対応を行います。また、学校全体で共有することで、教職員が緊密に連携し、チームでの積極的な支援につなげていきます。なお、従来から行われている、定期的なアンケートや教育相談等を基にした支援は継続して行い、そこにこれまでなかった視点でのツールが加わるという位置付けであります。

本事業では、効果的な分析やフィードバックのあり方、チーム体制等について研究します。

事業の流れについては、6月にモデル校での「心の健康観察」を開始し、2月に研究成果をまとめます。研究成果をまとめる際に、令和7年度の全校実施に向けての検討も行います。

報告は以上でございます。よろしくお願いします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈難波委員〉ありがとうございました。先ほどの不登校児童支援員については、小学校だったと思いますが、中学校の支援員の方は何人くらいで、今年度の配置はどうなっているのでしょうか。また、支援員の資格というものはあるのでしょうか。こういった方が支援員を担当されているのか、教えていただければと思います。

〈湯地次長〉中学校の方は、不登校生徒支援員という形での事業になるのですけれども、中学校26校のうち21校に支援員を配置しております。また、支援員には、元々の教育関係者、学校の退職された方であるとか、小学校から子どもたち

の様子をよく知っている地域の方などが支援員として勤務しているという状況でございます。

〈難波委員〉分かりました。

〈教育長〉21校にそれぞれ1名ということでしょうか。

〈湯地次長〉各学校で時間の割り振りをしているので、その時間によっては2人配置をしているところ等もあります。

〈教育長〉時間数が決まっていて、それに対して一人配置の学校もあれば、2人で分けて合って配置されている学校もあるということで。26校中21校配置ということのようでございます。

〈湯地次長〉すみません。26校中、25校に配置という状況でございました。申し訳ございません。

〈難波委員〉ありがとうございました。今回色々と資料が配布されてきましたけれども、その中でも、時報市町村教委やEduco等にも、文科省の今年度の重要施策として、いじめ対策、不登校児童生徒の支援というのは大きな課題となっているようです。また、令和3年度は小中高合わせて不登校児童生徒が30万人、令和4年度には35万人という記載もありました。この子たちの将来を考えると、本当に早期の解決が必要であり、私がいつも言っておりますのは、初期対応の大切さです。今週にも、児童の保護者から「今学校に行きにくくなっていて、別室登校になっている」といった話を聞いたりしました。

こういった学校に行けなくなりかけている子の、その初期にどういうふうに対応していくかというのが非常に大切だと思っております。教職員の方々は大変だと思いますが、支援員の方々の協力も得ながら、まずは最初の対応を上手くやり、その子たちが学校に行けなくならないようにしていただきたいと思います。倉敷の教育センターだよりやふれあい教室等にも載っております。

したが、そういったところも活用しながら、倉敷市の不登校やいじめであったり、色々なことを少しでも解消していけるように今年度もぜひ努力していただけたらと思っております。よろしくお願いします。

〈教育長〉ありがとうございました。他にご質問等ございませんか。

〈沼本委員〉分かれば教えていただきたいと思います。この「こころの健康観察」というのは、目的として記載があるように、児童生徒のメンタルヘルスの悪化やＳＯＳなどを教職員が察知、早期発見し、様子を観察したり、教職員が緊密に連携したりして行うわけですが、先生方に対してのこころの健康観察等というのは、もう既にされているのか、これから始めるのか。先生についてのこころの健康観察はどうなっているのか教えていただけたらと思います。

〈教育長〉教員に対しての健康観察ということですね。

〈根岸部長〉教職員につきましては、校園長会でも学校内で風通しの良い職場づくりをしてくださいと話をしており、その中で、管理職の先生が、先生方の様子を見て、心の変動を把握してくださいとお願いしております。また、保健体育課の方では、ストレスチェックというようなもので先生方の心の様子を捉えたり、少し心配のある先生方については、県やその他の福利厚生機関に相談機関がありますので、そういったところへ繋げて早期の対応をしていくこと等で、先生方の精神面を支えているというような現状でございます。

〈沼本委員〉ありがとうございます。やはり、児童生徒を見守る教職員の方も健康でなければならないと考えており、そちらの方も十分にいただいていると私は感じておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。他にご質問等ございませんか。

よろしいでしょうか。

続きまして、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に

ついでの説明を、島田参事、お願いします。

〈島田参事〉「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」についてご報告いたします。資料の34ページをご覧ください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、教育委員会では、毎年、教育行政事務の管理及び執行の状況について、点検・評価を行い、その報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、ホームページに掲載し公表をしているところでございます。今年度も、次のとおり点検及び評価の事務を進めてまいります。

今年度は、令和5年度を対象に点検・評価を行います。

項番2にありますように報告書では、教育委員会の定例会の開催回数、議決した案件など教育委員会の活動状況のほか、教育委員会における事務の点検・評価について記載する予定としております。

この点検・評価では、令和3年3月に策定した令和3年度から令和12年度までの10年間の計画を示した倉敷市教育振興基本計画を対象とし、14の基本施策ごとに掲げた数値目標について、市民アンケート等の結果から分析を行います。そして基本施策ごとに、課題と今後の取組み方針を整理し、学識経験者から意見もいただきまして、10月開催の教育委員会において、素案をお示ししたいと考えております。

そこでのご意見等を踏まえまして、11月開催の教育委員会におきましてご決定をいただければと思っております。

公表につきましては、倉敷市全体で実施する施策評価の公表後に、速やかに市議会に提出し、あわせて、市のホームページで公開する予定としております。

以上、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について、

主にその内容と今後の予定について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

続きまして、「倉敷市下津井地区義務教育学校開校準備委員会」の設置についての説明を、島田参事、お願いします。

〈島田参事〉資料の35ページをご覧ください。

「倉敷市下津井地区 義務教育学校開校準備委員会」の設置について、ご報告いたします。

教育委員会では、下津井東小学校、下津井西小学校及び下津井中学校を統合し、現在の下津井中学校の校地に、市内初となる義務教育学校を令和8年度に開校するための準備に取り組んでいるところでございます。

この義務教育学校の開校にあたり、保護者や地域の方などから幅広く意見をお聞きしながら、開校に向けた準備を円滑に行うため、「倉敷市下津井地区義務教育学校開校準備委員会」を設置することといたしました。

この準備委員会では、項番2の所掌事務にありますように校名や校歌、校章をはじめ、通学路や服装などの項目について協議を進めることとしており、委員は、小中学校のPTAの代表者、保育園・認定こども園の代表者、地域の代表者の方など、13名で構成しております。

なお、第1回目の準備委員会を、先月の5月28日に開催いたしまして、校名の選定方法などについてご意見をいただいたところでございます。

今後も、ご意見をいただきながら、開校準備を円滑に進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈難波委員〉ありがとうございました。下津井から来る子に聞くと、非常に楽しみにしているようです。まだ2年先なんだ、自分が何年生になる時だ等と話してありました。

今日の新聞で、昨年の出生数が72万7,277人で最小を更新したということで、これから先、少子化からは逃れられないといった日本の状況です。小中学校の統廃合、適正化など、色々なことが起きてくると思いますが、その中でのひとつのモデル校、指針となればと思っておりますので、ぜひ良い学校にしていだけたらと思います。よろしく願います。

〈教育長〉ありがとうございました。他にご質問等ございませんか。

よろしいでしょうか。

続きまして、令和6年度市立学校園の幼児児童生徒数についての説明を、根岸部長、願います。

〈根岸部長〉配布資料の36ページを御覧ください。

毎年、5月1日が、学校園の幼児・児童・生徒数を国に報告する基準日となっており、本年度の倉敷市立学校園の人数が確定いたしましたので、御報告させていただきます。

まず、表の左から2列目「学校園数」についてですが、「小学校」「中学校」「高等学校」「特別支援学校」については、ご覧の通り、昨年度までと同じ校数で変わりはありませんが、小学校において令和6年度から南浦小学校が休校となり、休校数が2に、幼稚園においては、呉妹幼稚園が休園となり、休園数が1となっております。

また、表の下、こめじるし（※）にお示ししておりますが、市立高等学校の数は5校と昨年度と同数であります。令和6年度より新たに精思高等学校

霞丘分校を開校しております。精思高校の分校ということで、学校数としては霞丘分校を含めて1校として数え、昨年度と同数となっております。

次に、表の一番右の列の「児童・生徒・園児数」ですが、右下合計の全市の欄となりますが、市立学校園すべての幼児児童生徒数の合計は、40,741人で、626人減で、1.5%の減少となっています。

なお、「小学校」「中学校」「幼稚園」では、地区ごとの増減もお示しております。

「中学校」の「倉敷地区」で10名の増加となっておりますが、その他の地区につきましては、減少しており、全市的・長期的に見ますと減少傾向は継続していく見込みです。

なお、市立高等学校につきましては、近年、減少傾向が続いておりましたが、今年度、令和6年度から増加に転じ、本年度も34人、6%の増加となっております。報告は以上です。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈難波委員〉文科省に報告するのは、市立学校園の幼児児童生徒数ですよね。市立学校と
いうのであれば、子ども園や保育園も市立だと思いますが、そこを含めたような表というのはないのでしょうか。

〈根岸部長〉子ども園や保育園は所管が保健福祉局になっておりますので、こちらの統計資料としてはその辺りはお示しておりませんが、何らかの方法で提供することは可能かと思しますので、またお示しさせていただけたらと思います。

〈難波委員〉ありがとうございます。今、幼稚園のところだけで見ますと、水島256、
児島59、玉島149となっておりますが、これは幼稚園に通っている子どもたちの数ということなので、保育園を入れれば全体数はまた変わってきますよね。その数字が分かればまた教えていただけたらと思います。よろしく

お願いします。

〈教育長〉ありがとうございました。他にご質問等ございませんか。

よろしいでしょうか。

続きまして、中学校用教科書の見本展示についての説明を、根岸部長、お願いします。

〈根岸部長〉資料の37ページを御覧ください。

「中学校用教科書の見本展示について」の御報告でございます。

倉敷市立学校で使用されている教科書は、近隣の5市町（倉敷市・総社市・浅口市・早島町・里庄町）が合同で採択についての検討を行うこととなっております。その際、採択の事務局については、5市町が輪番で担当することになっており、本年度は総社市教育委員会が事務局となっているため、5ページの下の方に示しております連絡先は総社市教育委員会となっております。

教科書採択は4年ごとに行われ、本年度は令和7年度に中学校で使用する教科書が採択される年となっております。

そのため、広く市民の皆様に知っていただき、教科書への興味関心を高めていただくことを目的として、教科書展示会を開催することとしております。

展示会の場所等につきましては、資料を御覧いただけたらと思います。

市民文教委員の皆様におかれましては、教育委員会にも、数に限りがございますが、見本がございますので、御覧になりたいということがありましたら、指導課までお知らせください。報告は以上です。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

続きまして、令和6年度「倉敷市二十歳の集い」の実施についての説明を、

森部長、お願いします。

〈森 部 長〉 委員会資料の 38 ページをお願いします。

今年度の「倉敷市二十歳の集い」の実施について概要が決まりましたので御報告いたします。

開催日時・会場は、昨年度に引き続き、成人の日の前日の、令和 7 年 1 月 12 日の日曜日に「倉敷スポーツ公園マスカットスタジアム」で開催することといたしました。

本年度の参加対象者は、令和 6 年度に 20 歳を迎える、平成 16 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれの方で、今年 4 月 1 日の市内の住民登録者は、4, 532 人で昨年に比べ約 200 人少なくなっています。

また、式典の企画・運営は、市内の各中学校からの推薦と、公募による 30 人の実行委員で構成された「倉敷市二十歳の集い実行委員会」が中心となって進め、市はそれを支援する体制で開催いたします。

第 1 回実行委員会を 5 月 30 日に開催しており、今後、記念式典の準備や広報活動など、1 月の開催に向け 20 回程度の会議等を予定しています。

教育委員の皆様には、時期が参りましたら出席のご案内をさせていただきます。

報告は以上です。よろしくお願いします。

〈教 育 長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

続きまして、ライフパークの集い 2024 の開催についての説明を、森部長、お願いします。

〈森 部 長〉 委員会資料の 39 ページをお願いします。

今年度の「ライフパークの集い 2024 の開催について」概要が決まりまし

たので御報告いたします。

「ライフパークの集い」は、子ども向けのイベントとして毎年開催していましたが、令和２年度と３年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、令和４年と５年度は、音楽公演や実験ショーなど鑑賞型のイベントに内容を改め、また、事前申し込み制で人数も制限して実施しました。

今年度は、人数制限を設けず、従前の体験型のイベントを中心とした開催する予定としています。

日時は８月１７日の土曜日、時間は９時３０分から１４時３０分までで、ライフパーク倉敷の全センターを会場として開催します。

科学センターの「実験ライブショー」や、埋蔵文化財センターでの「とんぼ玉ストラップ作り」、また今年度新規で、ダンボールを使った迷路を計画しており、子どもたちに楽しんで参加してもらいたいと考えております。

暑い時期の開催になりますので、熱中症対策として屋外でのイベントを見直したうえで、大学・高校の学生ボランティアのみなさんにも応援をいただきながら、賑やかなイベントにしたいと考えております。

イベント内容が固まりましたら、市ホームページへの掲載、チラシの配布など後方に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈沼本委員〉ありがとうございます。資料の（５）番を見ますと、令和元年には１６，２１２人という参加者数で、非常に賑やかなイベントであったということが分かります。今年度は人数制限なしで体験型イベントを中心にとということでしたが、見込みで何人くらいを想定されているのか教えていただきたいと思います。

〈森 部長〉令和元年度は16,212人ですが、この人数の積み上げというのは、色々なブースがありまして、そのブースの参加人数を足し算している形になります。ですので、延べ人数であると考えていただければよいのですが、2か所の会場に行かれた方は、2とカウントされるようになります。今回は、入場者数については、計上の方法は考え中なのですが、規模としては、コロナ前の令和元年度の規模を踏襲していきたいと思っておりますので、令和元年度と同じくらいの人数になることを想定して考えております。

〈沼本委員〉ありがとうございます。説明でよく分かりました。2か所行ったら2カウントということなのですね。ライフパーク倉敷の規模に対して16,000人余りが集まったら、すごいことになっていたのだろうなあと考えたので、ご説明いただいて理解しました。盛大に開催されることを祈念しております。

〈教育長〉ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

以上で、予定していました議題はすべて終了しました。たくさんの議案、報告事項をご審議いただき、ありがとうございました。

事務局から他に何かございましたらお願いします。

〈事務局〉ございません。

〈教育長〉委員の皆様から他に何かございますか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉それでは、私の方から1件だけ情報としてお話をさせていただきます。

いつも教員の働き方改革の中で話題になるのですが、部活動の地域移行についてです。まず1つは、7月下旬から開催される岡山県中学校総合体育大会について、その大会に出場登録した、学校の部活ではないクラブチームが、14競技103団体に上ったということが新聞に記載されておりました。昨年度からクラブチームの参加が認められたわけですが、昨年度より26団体

増加したようでございます。部活動の地域移行が少しずつ進んでいるということだと思うのですが、特に剣道が最多の28団体で、昨年度の5団体から大幅に増えたようです。一方で、減少した種目もあったと。この点が気になっている部分なのですが、顕著なものが水泳で、昨年度の19団体から8団体に大幅に減少しております。その原因として、大会運営を担う負担が重く敬遠された、というふうに記事では書いてありました。この負担の重さというのは、人的要因なのかとは思いますが、そうなるといずれお金の面が絡んでくるのかなと考えております。

所属している生徒は、クラブチームから出られないということになると、学校からの出場ということになると思うのですが、負担が重くなるというあたり、国の方は地域移行のことを出したわけですが、どういうふうに考えているのか、少し心配な部分ではないかなと思っております。

また、野球とハンドボールは、昨年引き続きクラブチームの出場は0だったようですが、同一の新聞に岡山県中学校野球選手権大会の組み合わせ表が載っておりまして、それを見ますと、やはり合同チームが非常に目立つようになりました。中学校が、2校、3校と合同で出ている、そういったチームが多くなりました。地区ごとに見ますと、備前西地区、岡山市を中心とした地区ですが、ここでは出場33チーム中7チーム、備前東地区では5チーム中3チーム、備南東地区では26チーム中5チーム、備南西地区では8チーム中4チームが複数校による合同チームになっております。中でも玉野市は、中学校が5校あるのですけれども、この5校が全て合同になって1チームとして出ているという状況です。少子化であるということ、また野球人口の減少ということもあるのか、また中学校から硬式のクラブに入るといふ生徒もいるのかもしれませんが、野球ひとつを見ると今後どういうふうに対応して

いくのか非常に危惧しているところでございます。

これらは本日の新聞に載っておりましたので、ひとつの情報として委員の皆様にご紹介させていただきました。以上でございます。

〈教育長〉 本日は、Web 会議にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして教育委員会は閉会とします。ありがとうございました。